

市長施政方針要旨

— 令和2年3月市議会定例会 —

四 万 十 市

本日、議員の皆様のご出席をいただき、3月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

開会にあたり、私の市政運営に対する所信と予算の概要及び主な事業への取り組みについて申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

本年は、1964年（昭和39年）以来56年ぶりに東京で夏季のオリンピックが開催されるとともに、パラリンピック大会も開催される歴史的な年です。

世界各国から集うアスリートによる手に汗握る熱戦が期待されるとともに、大会期間中を中心に全国各地で日本を訪れる海外の方々との様々な交流が繰り広げられるものと思われます。

本市でも、このオリンピック・パラリンピックの聖火リレーが、4月20日に右山のホテルサンリバー四万十前から赤鉄橋西詰までの市街地と、佐田沈下橋を往復する2区間で行われ、市内在住の高校生、浜村柚香（はまむらゆうか）さんらが聖火ランナーを務め、機運を盛り上げることとなっています。

しかしながら現在、国内において新型コロナウイルスの感染が拡大しており、オリンピック・パラリンピックの開催が不安視される報道も一部では出始めるなど、心配な状況になりつつあります。

一方、新型コロナウイルス感染症への対策としては、2月4日に高知県と高知市の合同により「新型コロナウイルス相談センター」が設置され、2月

13日には高知県に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されました。

本市では、高知県からの情報提供に基づき、市公式ホームページや市広報において「新型コロナウイルス相談センター」の紹介と併せて手洗いやマスクの着用、咳エチケット等、感染予防のために必要な注意点等の周知を行っています。

日々情報が更新されていますので、今後とも国・県の動向を注視しながら、情報の収集を行い、必要な対応を行ってまいります。

さて、国内の情勢に目を向けますと、今年20日に発表された内閣府の月例経済報告によると「景気は緩やかに回復している。」とされているものの、地方ではなかなかその実感が得られにくい状況が続いています。

国においては、出生率の低下による人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成27年度からの5ヶ年の目標や施策の基本的方向をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めてきました。

しかしながら、2016年（平成28年）には出生数が1899年（明治32年）の統計開始以来、初めて100万人を割り、2019年（令和元年）には86万4千人にまで減少するとともに、東京圏への一極集中も2019年（令和元年）は14万8千人の転入超過と拡大が続くなど、歯止めが効かない状況が続いています。

このような中、本市においても地方創生を図るべく、国の動きや県の取り組みとも足並みを合わせ、産業振興や子育て支援など様々な取り組みを進めてきたところです。

現状として、人口減少は続いているものの、その推移は総合戦略により目標としている戦略人口をほぼ確保できているとともに、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査の人口を基に、平成25年に発表した推計人口と平成30年に発表した推計人口の比較でも、高知市や香美市などとともに県内では6市町村のみ数値の改善がみられるなど、取り組みの成果の一端が伺え、予測よりも比較的緩やかに推移しているものと考えております。

また、今年度は市の最上位計画となる「四万十市総合計画」とともに、「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、「四万十市産業振興計画」の、人口減対策の中心となる計画が、見直し・改定の年となっております。

そのため、それぞれの計画の評価・検証を行うとともに、庁内での協議や民間の委員の皆様の見解等を踏まえ、今後5年間の新たな指針となる計画の策定に取り組んできたところです。

来年度はこれらの計画を踏まえつつ、取り組みを緩めることなく、新たな計画期間の初年度として計画に位置付ける政策・施策の1歩目をしっかりと踏み出し、総合計画の基本構想に掲げる将来像「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」の実現に向け、さらに力強く前に進めて行きたいと考えています。

次に、来年度の予算概要について申し上げます。

【予算概要】

まず、令和2年度の当初予算についてですが、四万十市総合計画に掲げる基本目標である6つの柱を基本的方針として、事業を厳選し、予算編成を行いました。

その結果、令和2年度の予算規模（概数）は、

- 一般会計で 234億3,900万円（前年度比11.2%増）
- 特別会計で 104億4,700万円（前年度比9.9%減）
- 企業会計で 51億4,800万円（前年度比67.8%増）

となり、各会計間の重複を除いた総額は、366億6,000万円（前年度比10.0%増）となっています。

一般会計の歳出ですが、人件費は37億6,900万円と、前年度比13.8%の増、扶助費は34億8,100万円、前年度比2.2%の増、公債費は24億4,900万円、前年度比1.0%の増です。これらを3つあわせた義務的経費は、96億9,900万円、前年度比6.1%の増となります。

投資的経費のうち普通建設事業費は44億9,200万円、前年度比89.2%の増です。これは、継続事業の文化複合施設整備推進事業、相ノ沢川総合内水対策事業、中村西中学校大規模改造事業が本格化することに加え、防災対策の強化を図るための防災行政無線戸別受信機整備事業などの増加が主な要因です。

次に、総合計画の6つの柱に沿い、主な事業の概要をご説明いたします。

まずは、1つ目の柱である、「自然と共生した安心で快適なまちづくり」です。

災害に強いまちづくりのため、防災行政無線の難聴対策として、防災情報伝達手段の強化を図る防災行政無線戸別受信機整備や、敷地地区の内水排除対策として出水時に迅速に対応できるよう排水施設を整備いたします。

また、各避難所の自家発電施設整備などを行う都市防災推進事業のほか、住宅等耐震事業により住宅の耐震化率向上を図るとともに、指定避難所の資機材整備など、地震津波対策事業を推進します。

さらに、急傾斜地の崩壊対策、下田港湾改修工事、相ノ沢川総合内水対策などについても、国や県と歩調を合わせて取り組んでまいります。

次に、2つ目の柱、「にぎわいと住みやすさのあるまちづくり」です。

都市基盤の整備・充実を図るため、国の補助金を積極的に活用し、交通インフラの整備を行ってまいります。

また、文化複合施設の整備について、実施設計業務や管理運営実施計画の策定、中央公民館の解体などに着手し、事業を推進してまいります。

さらに、市民の皆様の移動手段として鉄道経営支援やデマンド交通運行による公共交通の維持・確保や、中村まちバスの運行エリア拡大による、利便性向上にも取り組んでまいります。

3つ目の柱として、「地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり」です。

国の地方創生推進交付金を活用し、各産業分野においてぶしゅかんや栗の産地化・普及推進など、産業振興計画に位置付けた施策を展開し、産業の

振興、雇用の創出を図ります。

農業の分野においては、入田、利岡、三里地区の農地整備を行ってまいります。その他、農地耕作条件改善事業の実施や集落営農の推進など、林業では市有林整備、市産材利用促進事業、鳥獣被害対策などを実施するほか、森林環境譲与税を財源とし、新たな森林経営管理システム事業として未整備森林の把握調査のほか、森林施業を開始するとともに、担い手育成・確保対策の充実を図ります。

水産業では、引き続き、稚鮎等放流補助、アオノリ漁場整備などの内水面漁業の振興を実施してまいります。

商工分野では、中心商店街活性化計画に位置付けるチャレンジショップの運営や商店街活性化イベントへの支援を行うほか、新たに中心市街地に地域おこし協力隊を配置することにより、商店街と連携した体験・交流の場の創出や情報発信の仕組みづくりの支援活動を行ってまいります。

観光面においては、四万十ひろばにキャンプサイトがオープンいたします。自然体験型観光資源強化事業としまして、川バス運行のほか、カヌー川下り映像作成やパンフレットを作製し、ソフト面の充実を図ります。

そのほか、本市の食文化を発信し、観光誘客や滞在型観光の推進を図ります。

4つ目の柱、「豊かな心と学びを育むまちづくり」です。

教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められている中、国が示す1人1台端末整備の実現に向けて各小中学校において、端末を順次導入してまいります。

また、中村西中学校校舎の大規模改造のほか、老朽化したスクールミールひがしやまの改修を実施し、生徒の安全・安心な教育環境の整備を図ります。

次に5つ目の柱、「健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり」です。

公私連携による幼保連携型認定こども園を整備する事業者への補助やおぎ保育所において、0歳児保育室を増築し、受け入れ体制を整え、公・民一体となって保育サービスの充実、待機児童の解消に取り組みます。

また、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の母親の不調を早期に発見し、適切なケアを行うための産婦健康診査事業を実施してまいります。

最後に6つ目の柱、「協働で築く地域力のあるまちづくり」でございます。

移住支援住宅整備にかかる補助を拡充し、また、NPO法人への移住推進委託業務により、効果的な移住対策を行い、地域の活性化、地域力の向上を図ります。

また、住民自治と地域活動の推進として、地域おこし協力隊の活用による地域の支援を中心市街地にも拡充して行ってまいります。

次に歳入ですが、市税は36億2,100万円で前年度比0.2%の増、地方消費税交付金は、7億8,700万円、前年度比16.4%の増で見込んでおります。地方交付税は、78億100万円、前年度比3.5%の増、臨時財政対策債は4億300万円、前年度比8.4%の減で、あわせて前年度比2.8%増の予算を計上しています。

ふるさと応援基金の取り崩しは、2億1,500万円、前年度比1.4%の増で、そのほか地域振興基金9,400万円、新しいまちづくり基金

9,000万円の取り崩しを計上しており、それでもなお、収支不足を補う財源として、減債基金の取り崩しを1億9,300万円お願いしております。また、臨時財政対策債を除いた市債は29億5,900万円で、前年度比131.0%の増です。交付税措置の大きい市債を優先的に活用するなど、財政運営の硬直化を招かないよう後年度の公債費負担に留意してまいります。

続きまして、主な事業等への取り組みについてご説明いたします。

【南海トラフ地震臨時情報】

はじめに、南海トラフ地震臨時情報についてです。

この臨時情報は、南海トラフ地震の発生につながる恐れのある異常な現象が観測された場合、気象庁が発表するもので、平成29年11月から運用が開始されております。臨時情報に関する国のガイドラインや県としての考え方をまとめた手引きによると、南海トラフ地震の発生後の避難では安全な避難行動を確保することができないおそれがある地域に対して、一定期間の事前避難を行うことを求めています。

このため、本市におきましても、県の考え方や他の市町村の状況、そして津波による浸水開始時間が市内の他の地区よりも早くなることが想定されます。下田、八束両地区の区長、自主防災組織の皆さんのご意見を参考にしながら、その検討を進めてまいりました。その結果、本市の事前避難対象地域としましては、「下田、八束両地区の津波浸水が想定される地区」を指定するこ

といたしました。この地区には、臨時情報が発表された場合、1週間、避難勧告を発令し、事前の避難を促すこととなります。

しかし、この臨時情報についての市民の皆さんの認知度はまだまだ高まっておらず、先日市が実施したアンケートでは、約120人の回答者の内、臨時情報の名称、内容ともに理解していたのは約4割という結果でした。

そこで、臨時情報に対する市民の皆さんの理解を深めるため、事前避難対象地域に指定した地区での説明会を来月から順次開催していくとともに、引き続き広報、HP、各地区での学習会、防災訓練等、様々な機会を活用してその周知に取り組んでまいります。

【国土強靱化地域計画】

次に、国土強靱化地域計画についてです。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行され、この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりに政府一丸となって取り組んでいます。

この国土強靱化を実効性あるものとするためには、国だけではなく地方も総力を挙げて取り組む必要があります。本市におきましても本年2月に庁内プロジェクトチームを設置し「四万十市国土強靱化地域計画」の策定を進めています。

本計画は、国土強靱化の理念や国の基本計画を踏まえ、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった、強靱な地域をつくりあげるための取り組みをまとめるものであり、策定後は国・県等と連携し国土強靱化に係る取り組みの推進に努めてまいります。

【防災情報伝達手段の強化】

次に、防災情報伝達手段の強化についてです。

本市では平成25年度から27年度に同報系の防災行政無線を整備し、防災情報や行政情報などの放送に活用しているところですが、天候や風向き、立地条件によっては「聞こえない」「聞こえづらい」といった声が寄せられております。

そこで、この問題を解決するため地区有線放送と接続するなど、これまで対策を取ってきたところですが、新たに、無料SNSアプリの「LINE」による防災情報の配信を2月1日より開始するとともに、IP告知放送やLINE等による情報入手が困難な世帯に対しては、来年度から2ヶ年かけて防災行政無線の戸別受信機を無償で貸与するよう計画しています。

LINEでは防災行政無線で放送する同じ内容を配信するため、放送が聞こえなかった場合や聞き逃した場合でも確認できるようになります。また、市外にいる場合でも情報が届きますので、外出先での確認や、遠方に住んでいる方が本市在住の親族のために情報を入手するなど、使い方次第で大変効果的な伝達手段になるものと考えております。

これらの対策により、伝達手段がさらに強化され、避難情報などの防災情報がより早く、確実に届くようになるものと考えております。

【道路網の整備】

次に、道路網の整備についてです。

まず、高速道路では、1月に新聞報道等もありましたように、国道56号中村宿毛道路につきまして、施工済み箇所において地下水が原因と想定される路面沈下が発生し、対策の検討が行われております。このことにより、年度内の全線開通が困難となり、開通予定時期が本年夏ごろに見直されることとなりました。

一日も早い開通を皆さまとともに願っておりましたので、非常に残念な思いではありますが、対策の検討とその実施が順調に進み、より安全な道路として、この夏には無事開通の日を迎えることを期待して待つことにしたいと思います。

また、昨年事業化されました「大方四万十道路」につきましては、今年度の現地測量業務に引き続き、来年度は地質調査等を進めていくとお聞きしております。市としましても、国土交通省の意向を受け、来年度より右山地区、不破地区の一部において地籍調査事業を開始するなど、高速道路の延伸に向けて、全面的な協力体制を進めてまいります。

次に、国道及び県道の整備では、国道441号で口屋内バイパスの西土佐側になる、西土佐中半地区において、トンネル明かり部の工事が舗装工事を除いて、全て発注済みとなりました。中村側におきましても、久保川地区で

の工事の本格着工に向け、仮橋の一部工事が始まっており、バイパス開通に向けた着実な取り組みが進められております。

また、市街地の環状道路として整備を進めております、都市計画道路右山角崎線につきましては、用地買収が進捗し、本格的な拡幅工事が実施されております。

活力あふれるまちづくりのためには、その礎となる道路整備が重要となります。今後も高知県と連携し、地元調整や関連する市道の整備などを引き続き行ってまいります。

次に、沈下橋の修繕についてです。

四万十川にかかる沈下橋4橋のうち、岩間大橋と屋内大橋の2橋は、国土交通省の「大規模修繕更新事業」に採択され、現在修繕工事を行っております。

岩間大橋につきましては、去る1月27日から28日の季節外れの大雨による増水により、仮設道路等が流失する被害が発生しました。その復旧に伴い工程に遅れが生じましたが、今後の増水等による影響がなければ、3月末には2トン以下の車両が通行可能となります。完全復旧は来年度末を予定しており、1日も早い完成を目指して進めてまいります。

屋内大橋につきましては、景観に配慮した、補強工事を行っており、岩間大橋と同様に、増水により架設足場等が破損する被害がありましたが、工期に大きな影響はなく、来年度末には完了する予定です。また、国道側左岸取付道路の石積みの修復につきましては、この3月末で完了する見込みです。

勝間橋、三里橋につきましては、橋脚修繕工事の一部を繰越事業として実

施予定で、来年度以降も継続し修繕を行ってまいります。

沈下橋は、重要な生活道路であるとともに、四万十川の景観を特徴づけるシンボルであり、観光面でも重要な拠点とする施設です。各方面からのご寄付やふるさと納税等により、市内はもとより全国から多くの方々に応援いただいておりますので、一日も早い機能回復に向けて、引き続き重点的な取り組みを進めてまいります。

【治水対策】

次に、治水対策についてです。

近年は、全国各地で毎年のように甚大化した豪雨災害が頻発しており、いっどこで起こるか分からない洪水被害に対して、河川インフラは非常に重要であり、治水安全度の向上は急務であります。

四万十川では、無堤地区である初崎で、平成29年度より堤防工事に着手されており、本年度までに事業箇所の中流付近の土堤部約200mが施工中で、来年度からは下流部の特殊堤に着手され、順次、堤防事業が進められていくとお聞きしております。

四万十川・後川・中筋川の3河川では、平成30年の国土強靱化計画の見直しを受けて、洪水流下の断面が不足している箇所、河道掘削や樹木伐採などの緊急対策が進められ、河川の流下断面の確保が図られているところです。

横瀬川ダムは昨年10月に試験湛水が開始され、湛水によるダムの安全性の確認が行われているところです。引き続き試験湛水が順調に進み、横瀬川

ダムと中筋川ダムの連携したダム運用が早期に開始され、更なる洪水被害の軽減を期待しているところです。

具同・楠島地区の内水対策は、国土交通省による排水樋門、高知県による楠島川放水路、四万十市で排水機場の整備を進めているところです。今年度は、国土交通省が樋門整備に伴う工事に着手し、現在、工事用道路や仮設ヤードの整備を進めております。

本市では、その工事用道路の完成に合わせて、排水機場の整備に着手できるよう準備を進めているところです。

岩田川につきましては、国土強靱化計画に伴う3ヶ年計画として、河床掘削や樹木伐採が進められているところです。今年度は大用寺橋から上流1.4km区間の地質調査、堤防設計が実施されています。

また、渡川水系河川整備計画に岩田川の改修を位置づける作業を並行して進めており、計画変更の目途が立つなど、状況が整いましたら地域の皆様に説明するための調整を行っていくとお聞きしています。

本市としましても岩田川流域の地籍調査事業を引き続き推進し、河川整備事業が円滑に進むよう支援・協力を行ってまいります。

【立地適正化計画】

次に、立地適正化計画についてです。

本市では、まちづくりの基本方針となる都市計画マスタープランの中で、四国横断自動車道の延伸を見据えた「集約型＋ネットワーク」を将来都市構造として掲げ、四国西南の中心としてリードする持続可能な都市の実現と

併せ、人口減少と少子化・高齢化に対応した都市づくりの方針を定めております。

また、この都市計画マスタープランに定めた将来都市構造の実現に向け、昨年度より市民と行政、民間事業者が一体となり都市再生特別措置法に基づく「四万十市立地適正化計画」の策定に着手しています。

これまで、都市再生協議会と庁内検討委員会を各3回開催し、協議・検討するなかで居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、公共交通等の様々な施策との連携などを踏まえた計画案を作成し、市民説明会やパブリックコメントを行いながら広くご意見をいただいたところです。

人口減少下における持続可能な都市づくりに向けては、本計画で掲げる都市機能の誘導や集約はもとより、人口密度を維持する緩やかな居住誘導が重要となります。

市民の皆様にとって関係の深い計画となりますので、これまでいただいたご意見を計画に反映しつつ、都市再生協議会に諮ったうえで今年度内に策定し、来年度より各施策の推進に努めていきたいと考えております。

【中村まちバスの運行エリア拡大】

次に、中村まちバスの運行エリア拡大についてです。

中村まちバスについては、運行エリア周辺の地域からエリア拡大を望む声が寄せられており、高齢化が進む中、中山間地域だけでなく市街地に居住する方にとっても、買い物や通院時の移動手段の確保が大きな課題となってきていると認識しております。

そのため、昨年度末に持続可能な公共交通網を構築するための「四万十市地域公共交通網形成計画」を策定し、中村まちバスの運行エリア見直しについても計画に位置づけ、エリア拡大に向けた準備を進めているところです。

運行エリア拡大にあたっては、運行事業者の変更や体制構築、運行システムの改修、運輸局の認可など課題も多くありますが、本年10月1日からのエリア拡大を目指して取り組んでまいります。

【自動運転車両実証実験】

次に、自動運転車両実証実験についてです。

地域における、人・モノの流れを確保するシステムの一つとして、国土交通省では、「自動運転車両」の活用を目的とした、実証実験を各地で行っておりますが、高知県内で初となる実験が、本市で実施されます。

2月17日には、国・県・市・関係団体で構成する、自動運転実証協議会を開催し、実験路線や実験期間、実験での検証事項等についてご協議いただきました。

現在、実験路線となる丸の内から為松公園、小性町、天神橋を經由して市役所に至るルートと、中村駅から右山五月町、一条通、天神橋を經由して市役所に至る二つのルートにおきましては、自動運転車両走行に必要な、誘導線などの設置工事が始まったところで、実証実験につきましては、3月下旬から2週間程度行われる予定です。

実証実験では、車両走行環境やコスト、市民の受容度や移動促進効果などを検証し、その後の協議会において実装化を含めた今後の利活用についてご

協議いただくこととなります。

車両の運行ダイヤ等、具体的な内容につきましては、市のホームページ等でお知らせしますので、議員の皆さまをはじめ、多くの市民の皆さまが自動運転を実体験いただけますようお願いいたします。

【文化複合施設建設】

次に、文化複合施設についてです。

基本設計については、市民ワークショップを3回、整備検討委員会を5回開催する中で、節目では市民説明会や市民公聴会などを実施し、多くの市民や施設利用者の皆さんから様々な要望やニーズ等をお聞きしながら、概ね基本計画に沿った内容でまとめることが出来ました。

基本設計の概要を申しますと、施設は地上3階建て延床面積約6,860㎡で20室の諸室を計画しており、メインとなる大ホールの客席については、座席幅や座席の前後間隔に余裕を持った設計とし、約810席の固定席と合わせて一定の立ち見席も整備する計画です。

建物の構造については、大・小ホール、リハーサル室などには遮音性と耐久性に優れた鉄骨鉄筋コンクリート造を採用し耐震性を確保するとともに、その他の部分は鉄骨造で軽量化を図り基礎への負担を軽減することとしました。また、内装の仕上げ材などには可能な限り「木質化」を行い、地元産木材の利用促進を図るよう計画しています。

建物外観の特徴は、国道側の駐車スペースへ向かって緩やかに大きく延ばした施設前面の「軒(のき)庇(びさし)」です。これは一条神社の意匠を引用

したもので、街中から人々を迎え入れ賑わいの流れをつくるような佇まいをイメージしています。

この基本設計に基づき、来年度は実施設計に取り組みます。

一方、ソフト面で取り組んでいる管理運営基本計画の策定については、①文化複合施設整備の目的と果たすべき役割、②事業方針、③施設運営方針、④施設管理方針、⑤収支想定、⑥官民協働運営の可能性、⑦その他の7項目で素案をまとめ、12月20日から1月20日にかけてパブリックコメントを実施しました。その中では、13件のご意見やご要望等をいただきましたので、整備検討委員会での報告・協議を経まして、3月中旬を目途に計画の最終案をまとめているところです。

この管理運営基本計画に基づき、来年度は「管理運営実施計画」の策定を予定しており、より踏み込んだ開館準備作業を進めてまいります。

【中心商店街の活性化】

次に、中心商店街の活性化についてです。

中心商店街の活性化に向けては、世代に関わらず気軽に集い、交流できるコミュニティの場の設置がこれまで求められてきており、新たなコミュニティの場・にぎわいの拠点とするべく、旧土豫銀行跡地の利活用・整備については官民連携により議論が重ねられてきたところです。

その結果を受け、昨年9月からまちづくり会社により建設が進められてきました拠点となる施設の本体工事が順調に進み、予定どおり3月中旬に竣工、4月10日にはグランドオープンを迎えることとなりました。

公募を行っておりました施設の名称も、市内外から寄せられた318件もの応募の中から、「しまんとてらす はれのぼ（表記：Shimanto+Terrace はれのぼ）」が名称として選定されました。

また、施設整備に並行しまして、商店街、関係団体等で組織する「四万十市中心商店街活性化協議会」においては、この施設によって期待される集客効果を商店街や個店に波及させるため、持続可能な取組の検討や効果的な実施が図られているところです。

来年度からは、こうした取組へのきめ細やかな支援の実現をめざして、地域おこし協力隊の配置を検討しており、それぞれの実施主体とともに課題の把握や改善策の検討等を円滑に進める体制を整えていきたいと考えています。

この施設整備を契機としまして、中心市街地への注目度は高まり、市民はもとより観光客からも「まちなか」にいつそう視線が注がれることが期待されますが、今後におきましても官民が協働で取り組みを進めることで、地域内外からさらなる需要を取り込み、市街地における消費の喚起とにぎわいの創出につなげ、地域経済の再生・活性化を図ってまいります。

【観光振興】

次に、観光振興についてです。

高知県内では、昨年2月1日より新たな観光キャンペーンとして「リョーマの休日～自然体験キャンペーン～」がスタートしています。

本市におきましても、全国的な知名度を誇る「四万十川」という多彩なアクティビティが楽しめるフィールドを活かし、訪れる方々がより充実した観

光周遊と自然体験が楽しめるよう、四万十ひろばへのオートキャンプ場整備を進めてきました。本年度末には整備を完了し、4月19日にオープニングセレモニーを行う予定としております。

また、来年度は、ガストロノミーツーリズムの推進にも取り組みます。

「ガストロノミーツーリズム」とは、欧米で普及している旅のスタイルで、その土地を歩きながら、その土地ならではの食をたのしみ、歴史や文化を知る旅のことで、ANA総合研究所などが組織するONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構と連携した「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」イベントを開催することで、世界に影響力を持つ多様なコンテンツによる本市の情報発信と、本市の「食文化」をナイトコンテンツとしてさらに磨き上げ、滞在型・通年型観光に繋がられるよう推進を図って行きたいと考えております。

次に、スポーツツーリズムの推進としては、本年度、スポーツ合宿の誘致強化のために「四万十市スポーツ合宿支援事業補助金交付要綱」を制定して、閑散期の観光振興に取り組んでいます。今月26日からは日本体育大学男子柔道部の合宿が5泊6日で実施されており、3月1日には柔道教室も行っていただくこととなっております。

来年度も、本市の強みである武道館をはじめ、スポーツ施設を利用する競技や本市にゆかりのある指導者や選手への積極的なアプローチを行うなど、スポーツ合宿の誘致活動に取り組んでまいります。

このように、国内外への情報発信の強化・充実や、ターゲットを明確にしたセールスプロモーションを展開して、効果的な観光誘客に取り組み、観光

振興、地域活性化に繋げていきたいと考えています。

【スポーツ振興】

次に、スポーツ振興についてです。

本市の下田地区出身で、現在男子ソフトボール日本代表監督の岡本友章（おかもと ともあき）氏が、高知県では2人目となる世界野球ソフトボール連盟（WBSC）の殿堂入りを果たされました。

岡本氏は、下田中学校から岡豊高校を経て、土佐闘犬センターやオール高知、高知パシフィックウェーブで強打の内野手として活躍されたほか、全日本チームのコーチや監督としても手腕を発揮されており、昨年6月にチェコで開催された世界大会では、日本を見事に6大会ぶりの準優勝に導いています。

これらの功績が認められて、国際殿堂入りとなったものです。本市に対しても、昨年10月の四国一般男子ソフトボール大会の誘致や、この3月には2日間の日程で日本リーグで活躍する高知パシフィックウェーブと東京理科大学、神戸学院大学、高知工科大学の合同練習を開催予定の他、残念ながら、今回は実現しませんでした。チェコ男子ソフトボールトップチームの強化合宿誘致などにもご尽力いただいています。

今後も、この貴重なご縁を機に西日本一般男子ソフトボール大会や日本女子ソフトボールリーグの誘致など、四万十市スポーツ協会や関係機関と連携して取り組み、実現することで、スポーツ振興を図るとともに、交流人口・関係人口を増やし地域の活性化にも繋げていきたいと考えています。

そのため、岡本氏の功績を称え、今後益々の活躍を願うとともに、これからの本市との関係をより深め、スポーツを通じて地方創生に繋げていくことを目的に、来年度、関係団体等と連携して祝賀記念事業を行うこととしています。

【農林業の振興】

次に、農林業の振興についてです。

まず、農業基盤整備につきましては、予算の確保の面において、県とともに国等への要望を積極的に行ってきた結果、県営土地改良事業として、3地区で2億9,800万円の国補正予算の割当がありました。

これにより、入田地区・三里地区においては、補完工事を含めたハード整備がほぼ完成する見込みとなり、利岡地区におきましても、面整備がほぼ完成する見通しとなりました。

今後は3地区とも、確定測量・換地業務を進めるとともに、事業要件となっております農地の集積・集約化の推進を図りながら、事業効果が十分発揮されるよう高収益作物の振興など、営農体制の確立に向けた支援を関係機関とともに行ってまいります。

次に、森林環境譲与税についてです。

令和2年度地方財政対策及び昨年12月に閣議決定された令和2年度税制改正大綱において森林環境譲与税の譲与額及び市町村並びに都道府県への譲与割合について見直す旨が盛り込まれております。

これは、近年、大雨などの自然災害による甚大な被害が発生しており、

災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題になっていること等を踏まえ、譲与額が前倒しで増額されるものです。

これを受け、本市におきましても、森林環境譲与税を有効に活用し、なお一層、適正な森林整備の促進、人材の育成や担い手の確保、定着につながるよう積極的に取り組んでまいります。

【新食肉センターの整備】

次に、新食肉センターの整備についてです。

新食肉センターの整備につきましては、現在、国の交付金採択に向けた取り組みを進めており、今後、県を通じて国に対し、処理頭数の増頭計画などの協議を進めてまいります。また、国の交付金の活用が困難となった場合の事業実施の方法につきましても並行して検討してまいります。

なお、現在収支見込につきまして様々な検討を行っておりますが、建設コストへの一定額の一般財源の投入につきましても、検討を行っているところです。

いずれにしましても、なるべく早い時期での方向性の確立を目指し、取り組みを進めてまいります。

【地域福祉計画】

次に、地域福祉計画についてです。

「地域福祉計画」は、高齢者・児童・障害者などに関する個別の福祉分野の計画を総括するマスタープランとして、社会福祉法に基づき市町村が策定

する計画です。

本年度末までを計画期間とする第2期地域福祉計画を見直し、これまで四万十市社会福祉協議会が策定してきた地域福祉推進の実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」をあわせて一体的な内容とした「第3期四万十市地域福祉計画」を策定しています。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としています。

また、認知症や障害などにより判断能力が不十分な方の財産や権利を守る「成年後見制度」について、利用促進のための市町村計画を定めることが求められている情勢も踏まえまして、平成28年度に施行された成年後見制度利用促進法に基づき策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に即した内容を含めたものとしています。

地域福祉計画では、市の行政施策の方向性のみを示すものではなく、地域共生社会の実現に向けて、住民が主体となり関係機関と連携をしながら地域福祉を進めていくことが重要としています。

「第3期地域福祉計画」を推進していく取組みの一つとしましては、地域生活課題の解決に向けて地域と関係機関をつなげ、また、地域住民自ら解決に取り組もうとする活動への助言・調整の役割を担う人材となる「コミュニティソーシャルワーカー」を委託事業により配置する計画としています。

本計画の策定を機に、「住民」、「関係団体・関係機関」、「行政」が地域福祉の目指すべき方向について共通認識を持ち、協働して地域の福祉力を高めていくことにより、本計画の基本理念としている「誰もが安心して暮らせる笑顔あふれる四万十市」の実現に向け取組みを進めてまいります。

【第2期子ども・子育て支援事業計画】

次に、第2期子ども・子育て支援事業計画についてです。

平成27年に「四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を推進してまいりましたが、5年間の計画期間が本年度末をもって終了しますので、新たに令和2年度からの5年間の計画期間とする「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

少子化、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、全ての子どもが健やかに育ち、それぞれの子育て家庭が子どもの成長に喜びを感じられる、「あったか子育てのまち しまん」となることを目指した取り組みを行うため、第2期計画に基づき、これまで以上にきめ細やかな子育て支援施策の推進を行い、地域全体で子育てを支援していけるよう取り組みます。

【保育所の民設民営について】

次に、保育所の民設民営についてです。

プロポーザル審査により事業実施候補者として決定した社会福祉法人ひかり会から提案のありました、165名定員の公私連携幼保連携型認定こども園について、令和3年4月からの開所に向け、協議、調整を行っているところです。

児童や家庭への支援体制の構築など質の高い保育の提供を確保するため、来年度は運営についての詳細協議や、建設工事を行うこととなります。

今後は、市と社会福祉法人で教育・保育・子育て支援事業に関する基本的

事項、市に対する定期的な報告などについて定めた協定を締結するとともに、公私連携法人の指定を行い、長年の課題であります保育サービスの拡充や待機児童の解消に、公・民一体となって取り組んでまいります。

【健康増進計画】

次に、健康増進計画についてです。

子どもから高齢者まで誰もが心身ともに健康に暮らせるよう、各種統計データや市民の生活習慣などを調査し、市の健康づくりの指針となる第3期「四十市健康増進計画」を3月末までに策定することとしています。

第3期計画においても第2期計画の基本理念である「笑顔で伸ばそう健康寿命 みず・めし・うん・うん」を継承し、「たべる」「うごく」「いやす」「ふせぐ」の4つの分野ごとに取組目標を定め、ライフステージに応じた取り組みを推進していくこととしています。

本市では、糖尿病や大動脈瘤及び大動脈解離、腎不全、脳血管疾患などによる死亡率が全国と比較して高くなっており、これらは食生活の乱れや運動不足、ストレス、喫煙、過度の飲酒といった生活習慣の乱れが大きく影響しています。

よって、働き盛り世代の健康的な生活習慣の定着と健康意識の向上を重点目標として定め、地域や企業、団体等と連携を図りながら、市民一人ひとりの健康づくりをまちぐるみで応援できる「健康なまち しまん」との実現に向け取り組みを進めてまいります。

【歯と口の健康づくり基本計画】

次に、歯と口の健康づくり基本計画についてです。

市民の生涯にわたる歯と口の健康づくりの推進のため、平成27年度を始期とする第1期「四万十市歯と口の健康づくり基本計画」を定め、取組みを進めてきましたが、今年度は計画の最終年度となるため、改めて令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、第2期「四万十市歯と口の健康づくり基本計画」を策定しています。

歯や口の健康を保つことは、全身の健康と大きく関係しております。特に歯周病は、心臓疾患をはじめ低体重児や早産のリスクを高める他、糖尿病を悪化させる大きな原因でもあり、口内環境を健康に保つことは非常に重要です。

第2期計画では、むし歯や歯周病を予防し、生涯健康で高齢となっても自分の歯で食べることができるよう、「歯と口の自己管理能力の向上」及び「定期的な歯科健診と専門的支援の推進」を基本目標に、関係機関が相互に連携しながら市民の皆さんの健康の保持・増進に取り組んでまいります。

【弱視スクリーニング検査】

次に、弱視スクリーニング検査についてです。

弱視の治療は視力が完成する6歳頃までに開始することで治療効果が高まることから、今年度から子どもの弱視の早期発見、早期治療につなげることを目的に、3歳児健康診査の際に行っていた簡易検査と問診表による聞き取りに加え、検査機器を使用した弱視スクリーニング検査を開始しました。

これにより、近視、遠視、斜視などの弱視を早期にスクリーニングできることとなりました。

昨年度の3歳児健康診査では、視力異常による要精密検査者は2人でしたが、検査機器を導入した本年度は1月末現在、6人が要精密検査となり医療機関への紹介につながっています。

子どもの弱視治療に大切なことは、早期に発見し、早期に治療を開始することです。心身ともに健やかに成長できるよう来年度も引き続き検査を実施していきます。

【高齢者福祉】

次に、高齢者福祉についてです。

本市では、「住みなれた地域で、すこやかに安心して暮らせるまちづくりの実現」に向け、介護予防・生活支援体制整備の推進、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険サービスの適正な運営を目指し各種施策に取り組んでいます。

現在、国では令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画に盛り込まれる介護保険制度の改正が論議されているところですが、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、「高齢者の急増」から「現役世代（担い手）の急減」が焦点となり、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）が制度改正の1つの柱として検討されています。

そういった流れにも呼応し、高齢者にできるだけ元気で介護を受けずに自立した生活をしてもらい、就労意欲のある方には現役世代を支え、担い手

不足の解消、高齢者の支援者となっていただくことを目的に、来年度より「通所型短期集中予防サービス」に取り組むこととしています。

このサービスは要支援の認定を受けた方や生活機能の低下がみられる方を対象に、3ヶ月から6ヶ月の短期間で、利用者の個別性に応じた運動機能向上・口腔機能向上、認知症予防、栄養改善プログラム等を複合的に実施し、要介護状態になることの予防又は要介護状態の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うものです。

今後も、市民の皆さんが可能な限り住み慣れた地域の中で自分らしく安心した日常生活が過ごせるよう、介護予防サポーターやいきいき生活応援隊員など新たな担い手の養成のほか、はつらつデイサービスやまちなかサロンといった介護予防・高齢者の社会参加の場の提供、健康・福祉地域推進事業による住民主体の介護予防や健康づくり、支え合いの活動などこれまでの取り組みの充実にも努めてまいります。

【市民病院】

次に、市民病院についてです。

本年度の収支見込みは、当初予算約30万円の黒字に対し、約2,800万円の赤字となっており、大変厳しい状況となっております。

主な要因としては、入院患者数が当初予算の見込みより大幅に減少したことが挙げられます。

入院患者数は地域の人口減少の影響もあり、今後も減少傾向が続いていくことが予想されますが、紹介患者受け入れ数の増加や医師確保の取り組み

などにより入院患者数の維持を図るとともに、健全化計画に基づき、収益の向上と費用の削減の両面から経営改善に努めてまいります。

次に、電子カルテの導入等についてです。

平成25年度に導入したオーダーリングシステムが導入から7年目を迎えており、医事会計システムについても前回更新から8年目を迎えております。これらのシステムが故障した際には、部品の調達が難しく、修理が困難となる可能性が高いため、早期に更新する必要があります。

そのため、両システムを更新することとし、オーダーリングシステムについては、更なる院内の情報効率化を図るため、電子カルテを導入することとしています。これにより、患者の院内待機時間の短縮や情報の共有化の強化など、より効率的で安全な医療の提供が期待されます。

次に、空調設備の改修についてです。

市民病院3階及び4階の空調設備は老朽化が著しく、配管からの水漏れや冷却装置の故障など、修理が多発している状況で、入院患者等への影響を考慮すると今夏までの改修が必要となることから、本年1月に実施設計を委託し、来年度に改修工事を行うこととしております。患者に安心・快適に治療を受けていただける環境を維持していくため、できるだけ早く改修工事が完了するよう努めてまいります。

次に、医師確保についてです。

本年1月31日に漢方内科の医師が退職したことにより、漢方内科担当医が不在となる見込みでしたが、1月10日から週1回、金曜日の午後に西土佐診療所の八十島医師に応援に来ていただいております。

また、本年4月から高知大学より内科の外来診療の応援に週1回、特任准教授の佐田憲映（さだ けんえい）医師に来ていただけるよう事務を進めています。佐田医師は、四万十市出身であり、郷土愛が強く、地元の地域医療に少しでもお役に立ちたいとのありがたいお言葉をいただきました。

これにより、内科の診療体制の強化や、医師の負担軽減につながるものと考えております。

【大学誘致】

最後に、大学誘致についてです。

学校法人京都育英館より一昨年末に提案を受け協議を進めてきております、看護系4年制大学の誘致について、これまで現在の四万十看護学院（有岡）を拡張する案とともに、その他の適地での開設の可能性を探ってきたところですが、このほど法人側から有岡での開設ではなく、学生の確保などにおいて魅力的な立地にあり、大学施設として利便性が高い中医学研究所を活用し、下田地区において開設したいとの最終意向が示されました。

長年の悲願であった大学誘致が初めて具体的な構想となり、下田地区の活性化、本市の地方創生に大きく貢献するものと期待しているところです。

しかしながら、中医学研究所だけでは施設規模が足りないことから、隣接する下田中学校校舎の活用も条件とされており、教育委員会において同校の学校再編に取り組んでいる中にはありますが、同時進行で大学設置の実現に向け取り組みを進めることとしました。

下田中学校の再編問題につきましては、教育委員会としては大学誘致に関

ならず、引き続き保護者や地区の皆様に必要な性の理解を求めていくとの方針に変わりはなく、一方で、全国的に少子化が進む中、新たな大学設置は最初で最後の機会となります。

開学に向けては、開設場所、施設が整えば実現可能というものではなく、大学設置の必要性はもとより、教授陣や学生の確保、さらには実習先となる医療機関等の確保など、これから文部科学省と協議を進めていく中で、多くの要件があると考えています。

これらの要件を、関係者や関係団体、関係機関等の皆様のご理解、ご協力をいただきながら一つ一つクリアにしていき、中医学研究所を中心とした大学誘致の実現に向け取り組んでまいります。

【提出議案】

今期定例会にお願いします議案は、予算議案で「令和元年度四万十市一般会計補正予算」など22件、条例議案で「四万十市手話言語条例」など17件、その他議案で8件となっています。この他に報告事項が3件あります。

なお、3年間勤務いただいた金納副市長の後任として、引き続き国土交通省から派遣していただくことを考えておりますので、「副市長の選任について」の人事関連議案を後日追加提案させていただきます。

提出議案の詳細につきましては、後ほど、副市長並びに所管の方からご説明いたします。